

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第7回）

1 日時

令和5年2月24日（金）16時00分～17時08分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

大橋主査、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、森構成員

（2）関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田 祐一

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長 佐子山 浩二

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一

在日米国商工会議所副会頭 杉原 佳堯

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーフターインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

主婦連合会副会長 平野 祐子

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略WG主査 若目田 光生

（3）オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター重要インフラグループ補佐 小橋 泰之

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(4) 総務省

木村電気通信事業部長、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官、
丸山消費者行政第二課課長補佐

4 議事

- (1) 特定利用者情報に係る規律の詳細について
- (2) 事業者・団体ヒアリング
- (3) その他

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」第7回会合を開催いたします。本日は、お忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。

本ワーキンググループの事務局を務めます、消費者行政第二課の丸山です。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から開催に当たっての連絡事項等について申し上げます。

本日の会議は、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、WebExによるウェブ会議での開催としております。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言をする際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。

資料については、ウェブ会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

本日の資料は、資料7-1から7-3まで、参考資料が7-1となります。

連絡事項等は以上となります。これ以降の議事進行は、大橋主査にお願いしたいと思います。大橋主査、どうぞよろしくお願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。皆さん大変お忙しいところ、本日も御参集いただきましてありがとうございます。

早速ですが、議事に入りたいと思います。本日3つ議事がありますが、その議題の1つ目、特定利用者情報に係る規律の詳細ということで、事務局に資料7-1を用意していただいていますので、まずそちらに基づいて御説明いただければと思います。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。前回の会合におきまして、特定利用者情報に係る規律の詳細ということで、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案についてお示しをしました。御議論などに基づきまして、幾つか修正を行っております。修正点につきましては、参考資料の7-1で見え消しの状態のものをお付けしておりますが、御説明については資料7-1を使いまして、主な修正点について御説明をさせていただければと思います。

資料7-1の2ページ目を御覧ください。まず、1-2の特定利用者情報の項目のところになります。利用者の定義に関係するところですが、米印を追加しております。こちらについては、もともと米印の付いている内容を二重括弧の形でお示ししておりましたが、二重括弧が分かりづらいと御指摘をいただきましたので、二重括弧ではなく米印に修正し3ページ目のところに内容をお示ししております。内容については変更しておりませんが、二重括弧の形をやめたこととなります。

続きまして、4ページを御覧ください。1-3-1、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の項目になります。こちらについては、その関係性をより分かりやすく示すために表現の追加などを行っております。利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務は、次に示す表にあるような報告対象役務の表に掲げる電気通信役務ごとに、その次の表、5ページになりますが、次の表に掲げる電気通信役務の区分に応じて、その閾値に該当する、影響が一定数以上となるものが該当するという関係性になりますので、その辺を明確にした次第です。内容について、特に修正しているものではございません。

続きまして、6ページを御覧ください。提供の開始日において対価としての支払いを要する電気通信役務の例として4つ挙げているうちの4つ目のポツになります。こちらについては、携帯電話サービス契約者に限定して無償で提供される公衆無線LANサービスということで、元の案では携帯電話サービス契約者に対して無償で提供される公衆無線LANサービスという書きぶりにしておりましたが、あくまでも無償で提供される公衆無線LANサービスの提供条件として携帯電話サービスの対価の支払いをする者に限られることとなりますので、その趣旨を明確化するために携帯電話サービス契約者に「限定して」という言葉を付け足しております。

続きまして、同じページの下のところ、アクティブ利用者数の考え方のところの4つ目のポツのところになります。ただし書きのところですが、このような算定が困難な電気通信役務については、1か月当たりに1度でもアカウントにログインをした者の数を算定することとするような文章にしておりましたが、このようなというのが少し分かりにくいという御指摘がありましたので、上の3つのポツ、どれだけに該当するということではありませんが、上で示している3点に該当しないような算定が困難な場合ということで、「以上のような」という表現ぶりしております。

続きまして、7ページを御覧ください。この7ページの真ん中の段落のところになります。先ほど申し上げたうちの3-1、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の

ところに報告対象役務の表を持ってきております。この報告対象役務の表は、もともとこの7ページの米印1のところに付けていたものになりますので、この引用関係を修正しております。1-3-1の報告対象役務の表に掲げるといふことで、表現ぶりを修正しております。

また少し先の行のところ、区分という言葉を追加しております。こちら利用者数自体を報告いただくものではありませんが、区分に該当するかといふことでそこを明確化するために「区分」という言葉を追加しております。

続きまして、8ページを御覧ください。「報告は、」で始まるところの段落になります。②③の分類の報告を行った後と括弧書きで表現しているところですが、こちら最初で紹介した点と同様で、元々、二重括弧書きにしていたものですので、二重括弧をやめてこのような書きぶりに修正をしております。内容の修正ではございません。

続きまして、11ページを御覧ください。情報取扱規程の策定というところで、3段落目のところになります。指定電気通信事業者が外国に設置される電気通信設備に特定利用情報を保存する場合の対応が述べられているところですが、この保存のところに米印1といふことで追加しています。12ページになります。この保存の意味については、委託先を通じて保存する場合や、第三者の提供するクラウドサービスを利用して保存する場合を含むといふことで、取りまとめにも脚注で考え方が示されていたもので、前回会合においてもそれは明記した方がよいという御意見いただきましたので、その点を明記しております。

続きまして、16ページを御覧ください。取扱方針の記載内容の項目2-1になります。ハのところ、外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合のところで、米印10といふのを追加しております。

18ページを御覧ください。この内容ですが、前回会合において、その委託する場合の扱いについては個人情報保護法の考え方を利用できるのであればその点、明記した方がよいという御意見をいただいております。この点については、特定利用者情報と個人情報と取扱いに差分をつけるものではないと考えておりますので、個人情報保護法の考え方をいうことで、米印の10で明記をしております。外国に所在する第三者が提供するクラウドサービスを利用して、そのサーバに特定利用者情報を保存する場合において、契約条項によってクラウドサービス提供事業者が保存された特定利用者情報を取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合などについては、そのクラウド事業者は特定利用者情報を取り扱うものではないと考えられるため、そういった場合には

委託する場合には該当しないということで書いております。ただしということで、委託には該当はしませんが、外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であって、情報の保存を目的とするものを利用して保存する場合というニの項目には該当しますので、ニの項目に沿っての対応が必要になるということを追加書きで加えております。

もう1点加えております。17ページに戻りますが米印の3になります。もともと米印の3ということで、保存する場合の国ということで保存する可能性がある国の名称を含むとしておりました。この点についてその考え方が取りまとめの脚注の中で記載されておりましたので、その点を明記した方がよいという御意見を前回会合においていただいておりますので、その点を明記しております。

情報を保存する場所を動的に変化させることでリスクを分散させる技術があるため、リアルタイムで所在国を特定することが困難な場合があるため、保存する可能性がある国の名称を含むということになっておりますので、その点を明記しております。

もう1点、17ページの中ほどになります。情報取扱方針の策定に当たっては、公表されるホームページにおいて利用者が理解しやすく、分かりやすい記載方法とする必要があるとなっておりますが、この記載場所についても分かりやすくした方がよいという御意見を前回会合でいただいておりますので、また同様に利用者にとって分かりやすい場所に掲載されることが望ましいという文言を加えております。

続きまして、21ページを御覧ください。まず、「なお、」で始まる段落のところですが、目的語がなかったですので、分かりやすくするために「これらの他の評価手法を」活用するというように目的語を追加しております。

それから、評価内容の上のところ(2)のところにも米印を追加しております。この点については、実際どのような観点で漏えいについて評価を行うのか、明記できないかという御意見が前回ありましたので、1点米印で加えております。例えばということで一例ですが、各漏えい事案の発生原因や再発防止策等の分析を行うことが考えられると思いますので、その点を追加しております。そうすることで、背景にある可能性がある社会情勢などが的確に把握でき、特定利用者情報の適正な取扱いの確保に資することが考えられるということで、この点を追記しております。

続きまして、26ページを御覧ください。5-3漏えいの考え方の2段落目のところです。同等に「規範が設けられている」としております。前回の案では「規律」と記載をしておりましたが、取りまとめでは「規範」という書きぶりになっておりましたので、この点、

修正させていただきます。

もう1点、27ページ、なお書きのところになります。この5-3の漏えいの考え方がありますとおり、通信の秘密についての漏えいは他人が知り得る状態のこととされており、有効な同意を得た場合などでなければ漏えいに該当するという一方で、ガバメントアクセスなどの場合は有効な同意がない場合は特定利用者情報の漏えいに該当するという考え方をお示ししておりますが、前回会合において御質問がありました。プラットフォーム事業者などが、Cookieに紐付いた情報を事業者の意図で第三者提供しているような場合があるが、今、申し上げたような考え方を利用するとこのようなことについても有効な同意が必要になるのかという御意見、御質問になります。

こちらについては、なお書きで考え方をお示ししたいと思っております。特定利用者情報の利用目的及び方法に関する事項を取扱方針に記載することになっておりますが、その際、あらかじめ特定利用者情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨分かるように記載するというのを、16ページ2-2の項目のところに記載しております。一定の特定利用者情報、通信の秘密に該当しない特定利用者情報については今、申し上げた考え方がありますので、取扱方針に第三者に提供する旨、明確に分かるように記載されている場合にはガバメントアクセスなどの場合を除き、漏えいには該当しないと、このようにしたいと考えております。

本日の会合においてお示ししている前回会合等の修正点については、以上になりますが、何点か口頭で補足させていただければと思います。アクティブ利用者の考え方ということで、SNSのソーシャルプラグインなどログインした状態で別のウェブサイト経由で情報収集した場合は算定対象となるのかという御質問をいただいておりますが、これは遷移先のSNSの算定対象となると考えております。

それから、特定利用者情報の保存の意味合いです。一時的なものの扱いについて御意見いただいていたかと思いますが、こちらについては引き続き検討をしております、次回会合のものにおいて何らかお示しをできるようにしたいと考えております。

それから、取扱規程の関係でひな形などの公表について御意見をいただいております。ひな形という形をとるかどうかはありますが、なにがしかの参照いただけるようなものをこの解説とは切り離して総務省のホームページで今後、公表できるようにしていきたいと思っております。

それから、特定利用者情報の取扱いに影響を与える外国の制度の関係については、前回

も申し上げておりますが、総務省で調査などをして公表して、それを参照いただけるような形にしたいと思っております。

最後の点ですが、特定利用者情報、通信の秘密、それから個人情報の漏えいの、3種類の情報の漏えいの関係については、その関係性を示せないかというような御意見をいただいております。こちらについても次回の会合に向けて、整理してお示しできるようにしたいと思っております。

事務局からは以上となります。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。ただいま、事務局から資料の7-1ということで規律の詳細、これは前回、構成員及び関係団体の皆様方から御意見いただいたものを反映させていただいて、一部口頭での補足があったということでございます。この点、この資料7-1に関して御意見、御質問など、ぜひいただければと思います。まず構成員の皆様方でしたら、チャット欄で御発言の意思を教えていただければ、私から指名させていただきます。よろしく願いします。

それでは沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 御説明ありがとうございます。いろいろ御検討いただきましてありがとうございます。補足のところも含めてよく分かりました。

最後に御説明いただいたところ、26ページから27ページにかけて漏えいについての考え方を整理していただきありがとうございます。情報の種類によって漏えいとの関係を整理していただくのはありがたいです。

そうすると確認ですが、26ページの「規律」が「規範」に変わった部分、特定利用者情報のうち、通信の秘密とそれ以外とは少し扱いが異なる、特に漏えいに関しては扱いが異なることになるかと理解しました。そうであれば、「区別なく同等に規範が設けられている」という記載が少し違ってくるのかと思いました。そこは修正されることになるのでしょうかという質問です。ありがとうございます。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど御質問をまとめて事務局より御回答いただくようにいたしますので、続いて森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。1点目は沢田構成員の御質問とかぶりしますので、そちらでお答えいただくこととしまして、もう一つ意見ですが、非常にこれは細かい話でどちらでも良いようなことですが、2ページ目のアカウントのところ定義を移動していただいています、3ページの定義を見ていただきますと、提供する電気通信役

務を継続的に利用するための識別符号であってということになっていきますので、どちらかというと一般的に言うところのアカウントというよりは、アカウント番号やアカウントIDのようなことで定義をされていると思います。

それでも別に良いかと思っておりましたが、6ページのアカウントのその用語の使い方を見ていただきますと、例えば、一番下の段落で「なお」というのが見えていますが、「なお」のすぐ上のポツ、「ただし」からの3行ですけれども、アカウントにログインをした者の数を算定するような、こういう普通のアカウントとしての用語もありますので、識別番号だとすると識別番号にログインするというのも妙な話になるかと思っておりますので、そういう意味では先ほどの2ページを「アカウント番号」としていただいてアカウント番号の定義を追記していただき、6ページの「アカウント」は特に定義しないでそのままにする、そういうことでも良いのかと思っておりました。

いずれにしても細かいことですので、どうしてもというわけではありません。お任せいたします。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。一旦、構成員の方々の御意見、御質問で切りたいと思っておりますが、ほかにございませんか。よろしいようでしたら、ここまでのところで事務局から何か、御質問に対する御回答を含めていただけますか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。ありがとうございました。森構成員からいただきましたアカウントの表現ぶりのところは、後のところの6ページのところの記載ぶりも吟味して検討したいと思っております。それから、沢田構成員からいただきました26ページの記載ぶりにつきましては、一応通信の秘密に該当する情報とそうではない特定利用者情報について、区別なく同等に規範が設けられているということの考え方については変わらないとは考えております。ただ、ガバメントアクセスとそうではない一般的な第三者提供との場合では、そこに差分を設けるというような考え方かと考えている次第です。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは加えて、関係団体、オブザーバの皆様方も含めて御意見、コメント等いただければと思います。まず佐子山様、お願いできますか。

【一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長 佐子山氏】 私からは7ページの最後の段のところですが、ここで報告の話が記載されているかと思うので

すが、年度計画、最後のところ、ちょうど黄色でマーキングされている区分の後に、前年度経過後1か月以内に総務大臣に報告することが必要となるとありますが、本件、年度の途中でスタートするかと思いますが、どのタイミングで報告をするのか。どの情報、例えば23年度の6月からスタートという話であれば、23年度の3月末の情報をまとめて4月までに報告をするなど、そういったところを明確にしていただければと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後でまとめて御質問を事務局から回答いただきます。太田様、お願いします。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 ありがとうございます。MyDataJapanの太田です。まず、前回会合での質問の反映だったり、回答いただきましてありがとうございました。一旦、回答の中で平たくというか具体的に申し上げると、例えば先ほどソーシャルプラグインへの接触も算定対象になるようにおっしゃっていたと思うのですが、そこは電気通信役務の提供を受けたアクティブ利用者の数の考え方、6ページのところに当たるものの回答だったのかと思いますが、Facebookの「いいね！ボタン」を置いているサイトに、Facebookにログインした状態でアクセスした人がいたとすると、それはFacebook側のアクティブ利用者として数えることになるという回答だったという理解でよろしいでしょうかという質問が1点。

それが正しいのであれば、それはガイドラインに記載した方が良いのかと思いました。なぜかという、今のこの考え方の中ではそれは読み取れないので、記載した方が良いと思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて安井様、お願いできますか。

【一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井氏】 当協会にはグローバルに事業展開する会員企業もおりますことから、その観点でガバメントアクセスについて質問させていただければと思います。

この資料の26ページの5-3の漏えいの考え方のところで27ページ、先ほど沢田構成員が御質問されたところと重なりますが、通信の秘密以外の一定の特定利用者情報について、情報取扱方針に第三者提供の旨を明記している場合には、漏えいには該当しないことを追記いただいておりますが、これは情報取扱方針への第三者提供の旨の明記は、利用者からの有効な同意に当たると解されるからであるということだと理解してよろしいでしょうかということが1点目です。

そうだとしますと、先ほど事務局の御回答にもありましたとおり、漏えいの考え方について通信の秘密に該当する情報と、それ以外の一定の特定利用者情報とで区別して考えることになるのだと思いますが、他方で黄色のハイライト追記部分にもありますとおり、一定の特定利用者情報の開示の中でも、情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づく場合だけは特別であることになるとと思いますが、その点、直罰規定のある通信の秘密とその部分だけ同等に考えるのだということになるのだとすると、それは改めてなぜなのかという理由を教えていただければと思います。

もう1点、あります。情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づく情報提供、この中には当該国の刑事手続に基づくような場合も含まれることになるのでしょうかということもお伺いできればと思います。この点はパブコメでも御指摘があったかと思いますが、情報提供を行った事実そのものを総務省に御報告することも、当該国の情報開示規制に抵触する場合もあり得るのだと思いますので、その当該国の法令違反というリスクを生じさせることになるのではないかとこのことを危惧しておりますので、お伺いできればと思います。

また、この点は外交問題ですとか、海外捜査当局との連携にも関係してくると思いますので、外務省や法務省、警察庁といった関係省庁との連携というものも御協議いただく必要があるのではないかと思います。最後の点はコメントになります。長くなりましたけれども、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。重ねて申し訳ありませんが今の部分、安井様のおっしゃっていた部分で、沢田構成員の御質問にお答えいただいてありがとうございます。すっかりしましたし、また、この書きぶりからすると、先ほど御説明いただいたように読むのが正しいのだらうと思います。

そうなるに残された問題は、安井様からも御指摘ありましたが、あらかじめ利用目的として第三者に提供する旨を明確に分かるように記載されているということで、同意の有効性ということから全部説明しようとするすと包括同意になるので、通秘以外のものについては良いが、通秘については包括同意だから、同意の有効性からは説明できないのではないかとこの話にもなるかと思えます。

そういう意味では、同意の有効性から説明していただくのはあまりよろしくないかと思っています。というのは、通秘に関する同意が部分的に包括同意で穴が空くことになって

まいりますので、それはあまりよろしくないかと思っております。ただ、ここでは漏えいとして扱うかどうかという問題ですので、同意なき第三者提供と漏えいというのは果たして同じなのかという、何か違うような気もいたしますので、なかなか難しい問題だとは思いますが、私は漏えいの定義で考えていくのかと思っております。

安井様のお話のようなことは、例えば刑事手続で来ましたというときに、それに対して応じないようにしなければいけないということであれば、それは事業者としては大変だと思うのですが、そうした場合に漏えいとして扱われることは、これはある意味、仕方がないことではないかと思っております。そういうリスクをとって事業を運営されているということですので。また、漏えいという扱いを受けたからといって、常に厳しく、直罰の規定があるのは確かにそうですが、常に立件されたりするわけではないのも、これは御案内のとおりです。

ただ、外国の政府のガバメントアクセスによって、当該ユーザーデータについてもうそのグリップを全く失ってしまった状態は、ユーザーからするとまさしく漏えいだと思えますので、そのように扱われることはやむを得ないのかと思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。大変詳細なコメントもいただきましたので、そうした御質問も含めて事務局から御回答いただけますか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございました。まず、佐子山様からいただいた7ページの区分の報告の仕方ですが、この法律の施行が6月16日ということで、1回目の報告をいただくのは7月16日までということになります。その際には2022年度の毎月の平均値について、該当する区分について7月16日までに御報告をいただくこととなります。あくまでもイレギュラーなのは1回目だけで、それ以降は2023年度の分は2024年5月までに報告をいただくようなこととなります。

それから太田様の御指摘の点についてはおっしゃったとおりで、Facebookへのログインを維持した状態であれば、その情報はFacebook側で算定対象になるという考え方です。本日は明記できていないですが、明記はしたいと思えます。

それから、安井様からいただいた点についてはいろいろありますが、事務局としては森構成員におっしゃっていただいたような考え方を取るのかと考えているところです。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。様々御指摘いただいて、基本的には事務局でしっかり受け止めるという御回答だったと思えますが、加えてもし構成員、関係団体及びオ

ブザーバの皆様方で追加であればいただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それではまた後日何かあれば、また事務局へ引き続きお寄せいただければと思いますので、本日、議題盛りだくさんですので次の議題に移りたいと思います。議題の2は事業者団体ヒアリングということであります。まず本日のヒアリングの趣旨と進め方について、事務局から御説明をお願いします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】事務局です。前回、事務局からお示しました特定利用者情報に係る規律の詳細についてということで、関係団体の皆様に対して御意見などについて事務局よりお伺いをしていましたところ、3団体様から御意見表明の御希望をいただきました。本日は3団体の皆様から御意見を伺う場を設けさせていただき、御意見を伺いたいと思います。

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様、日本インターネットプロバイダー協会様、電気通信事業者協会様、以上3団体様から御発表いただいた後、まとめて質疑を含めて意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。事務局から以上です。

【大橋主査】ありがとうございます。それでは、早速ですがヒアリングに入りたいと思います。まず、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様から御説明、5分程度いただいているということですのでよろしく願いいたします。

【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原氏】ただいま御紹介にあずかりました、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の奥原と申します。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。また、解説案のお取りまとめもしていただきまして重ねて御礼申し上げます。当協会につきましては、10ページ以降に御参考として掲載させていただいておりますので、適宜御覧いただければと思います。次、お願いいたします。

本日2点ありまして、初めに基本的な考え方をお話しさせていただきまして、2番目に具体的な解説案への意見、御要望をお話しさせていただきます。次、お願いします。

まず、初めにということで基本的な考え方ですが、2点挙げております。上の段に関しましては、令和2年改正個人情報保護法で事業者の責務と、それから個人の権利利益の拡大ということが盛り込まれました。そして今般の電気通信事業法の改正でも利用者にとっての利益の保護が配慮されている、第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与すると、それ以外にもありますが、こうした意義は非常に消費者団体として大きいと考えておりますし、今後もこうした改正、見直し等を継続していただきたいと思います。

す。

2点目、他方ということで、この個人情報保護法の改正における個人の権利利益の保護、実際にその権利を行使することが非常に難しい、分かりづらい、事業者からもどこまでの情報を提供して入り口を明確にするのかということに若干曖昧さが残っているところも見受けられる、そんなところもあります。最終的には事業者にとって実効性が確保できる、そのようなものを整理していただきますと、ひいては消費者の利用者の利益にもつながっていきますので、分かりやすく整理をしていただくことを期待します。今回のお取りまとめでも分かりやすいという文言は随所にちりばめられておりまして、非常にありがたいと思っております。

次、お願いいたします。意見の要望としましては3つの要望、それから4つの意見についてお話をさせていただきます。1つ目の要望ですが、これは本当に基本的なところではあります。上の囲みの例にあるのですが、個人情報保護法、このガイドラインの部分で言いますと、ガイドラインというのは通則編というのがベースとなるもので、それ以外にいろいろな分野が分かれております。電気通信事業法を拝見しますと、ガイドラインというのはほぼ条文に近いもの、それから個人情報保護法のガイドラインに該当するものが解説、そして消費者保護のガイドラインという構成になっています。できましたら事業者はこのガイドラインの解説を見て法の解釈をする、そして消費者は消費者保護のガイドラインを参照すれば分かりやすく整理されると良いかということで、御要望を上げさせていただいております。ただし、情報通信関連分野のガイドラインというのは同じような立てつけになっていますので、これは全体的な見直しが必要なのかもしれないですが、1つ目の意見です。

次、お願いします。次は情報取扱方針の記載内容ですが、ここで3点あります。まず1つ目は、上の囲みの黄色いマーカーをしたところですが、既存のものに必要事項を追記して対応することで足りるとなっておりまして、下の意見としては、既存のプライバシーポリシーの中にどのように追記をするのかということも、一言触れる必要があるのではないかというものです。これは個人情報の取扱い上の方針、それから特定利用者情報の取扱方針、これはあえて分けるのはそれぞれに必要なこと、それから目的も少し違うのではないかということを考えたときに、これらが混同しないことが望ましい。特に安全管理の方法に関する事項については強く考えております。

次をお願いいたします。それから2点目ですが、2点目に関しては外国の名称ですが、

これが知ることが困難なときは第三者の名称となっていて、中にはその下の意見として、外国の名称が分からない状態で情報を預けるべきではないという強い意見なども出されています。それは外国の名称が分からなければ、第三者の事業者の名称が分かったとしても、国名を調べて、その制度を理解してリスクを把握するところまでが非常に遠い道のことであることから意見として挙げさせていただきました。

次、お願いします。方針の3点目ですが、これは下の要望の例のところに書いてありますが、今、実際には自社のセキュリティーポリシー等に照らし、事業者を選択した理由が書いてありますので、そのほかにもこの赤字で選定基準や漏えい等有事の際の対応などを追記していただきますと、より理解が深まって安心、安全、安心感につながるということで書かせていただきました。

次、お願いします。あと、取扱方針の変更ですが、これは上の囲みの下にあるのですが、容易に確認できるようにすることが重要ではないでしょうかということをお願いしています。下の要望のところですが、公表すれば良いということで要件に足りるので、違法ではないと考える事業者も少なくありません。これは良い悪いということジャッジするものではないです。ですが、実際に利用者に与える影響が大きいものが方針に含まれている場合は、それが変わったことを容易に知ることができないと、自分で何が変わってどうしたら良いのかということにもつながりませんので、この点も公表するだけでなく、容易に確認できることも盛り込んでいただきたいというものです。

次、お願いします。あと意見2つです。特定利用者情報取扱状況の評価、これは先ほどのお話にも出ていましたが、下の意見2つのところですが、具体的にどのように評価するのか、(1)です。(2)は漏えいのことを少し触れておられましたけれども、例えば漏えいした原因に基づく再発防止の適正性、それで本当に漏えいが起こらないのかというようなことなど見ていただけるのか、どのように管理をされていくのか、監査なのか、あとはリスクアセスメントなのか、規定に沿っていろいろあると思うのですが、その辺りが見えないと若干分かりづらいのではないかとあります。

次、お願いします。最後です。あとは漏えいの考え方でして、これは漏えいしたときとなっているのですが、おそれがある場合も対象になり得るとする必要はないでしょうかというものです。事業者の負担もありますので、これは個人情報保護法でもいろいろ意見が出されていたものではあるのですが、外国の名称が分からないときにその制度も把握できないことがありますので、それができない場合は漏えいしたおそれがあると、例えばガバ

メントアクセスと書いてありますが、こういうことが起こっていることも把握できないので入れてはどうでしょうかという意見でございます。

駆け足となりましたが、以上で当協会からの意見、要望を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。続きまして、日本インターネットプロバイダー協会様から御説明お願いいたします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石氏】 ありがとうございます。プロバイダー協会の立石です。資料がないのですが、簡単に御説明、意見を申し上げたいと思います。細々としたソーシャルプラグインの件や、それから通信の秘密との関係の分は、先ほどお話がいろいろありましたような形とほぼ私ども同じですので、繰り返しになりますので避けますが、これ全体に関して幾つか申し上げたいと思います。

一つは、技術がものすごい勢いで進んでいますので、先ほどの方のお話にもありました、見直しを頻繁に行うべきだろうと。特にAIが、今、ChatGPTのようにAIが進んでいて、ドンドン特定利用者情報そのものの定義を考えなければいけないぐらいまで進んでいっているのかと思います。これは逆もそうで、実はもう古い技術ですが、例えば秘密分散鍵方式などで分散してデータを配置することで防ぐこともできるので、先ほどの外国の件にしても、ある技術を使えばどこの国と分からなくても大丈夫というような日も来るのかと思いますので、どちらに向いても技術の動向を追いかけていかないとしょうがないかと思います。

それと、もう一つはこれらのDXとか、やらなければならないデジタル化の話がドンドン出てくればくるほど、国民にとって一体どうなのかと。Cookieと言っても、分からない人がまだまだ多い時代で、一つは今回のこういったものが出てくることをどうやって皆さんに国民に知らせるかというのと、事業者側にもどうやって知らせるのか。

というのは、先ほどのガバメントアクセスの話にもあったのですが、最近少ないですが一昔前、特にP2Pが流行った頃に、小さなプロバイダーまで含めて相当FBI等から、偽物ではなくて本当のFBIから情報を出せということが頻繁に来ていたことがありました。英語が分からないなどから始まって、何度も相談を受けたこともあるのですが。

そういうことを考えると、ユーザーもそうですが事業者側にとっても、先ほどの通信の秘密も含めてそれがどの国だったら良いのか悪いのかなど、多分、混乱まではいかないかもしれませんが相当迷うかと思いますので、相談窓口と言って良いのか、さらにこれのガ

イドラインのガイドラインでどうなのかなのような話がありましたが、解説ではなくて何かそういう分かりやすいものがないと、結構そのときになったら困るのではないかという感じがしましたので、今々ではないですが、その辺についても先行き考えていただけたらと思います。以上です。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。続きまして最後になりますが、電気通信事業者協会様となります。御準備よろしければ御説明をお願いいたします。

【一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本氏】 電気通信事業者協会専務理事の山本でございます。本日は貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私どものヒアリングの対応としては、お手元の資料7-3に基づいて御説明をさせていただきたいと思いますが、まず1ページ目でございます。具体的な電気通信事業者サイドからの意見、要望に入る前に、基本的な考え方をここで全般ということで申し述べさせていただいております。先ほどJAIPAの立石副会長・専務理事からのお話とも重なる面もございますが、まずは1つ目のポツに書いてございますように、電気通信事業者といたしましては、この特定利用者情報の適正な取扱いというのは安心・安全なサービスを提供するための大変重要な責務であることは当然の認識であるということでございます。

その上で、ポツの2つ目3つ目は要望ということになりますが、ポツの2つ目は先ほどの立石副会長からのお話にもありましたように、本規律をめぐる環境というのはもうドンドン変化していくような状況にございますので、当然ながら規律についての適切な運用や、また今後に向けての見直しを不断に行っていただくことが必要であろうと、不可欠だということでございます。

そしてまた、この規律の中での一番具体的な内容を示していただくガイドラインと解説、これは法律、省令の運用の目安として事業者にとっても、また利用者にとっても大変重要な内容でございます。どのような対象に対して、この規律がどのような場合にどのような形で適用されるかというようなことが具体的に明確に示されなければ、私ども事業者といたしましては現在のサービスを適切に運用することも、あるいは将来に向けてサービスの開発をスタートしていくこともなかなか円滑にいかない、支障が生じるおそれがあることもございますので、ポツの1つ目にありますような事業者としての責務を果たす上でも、このガイドラインや解説におきまして明確な説明、あるいは具体的な例示等、内容の充実を図られることが大変重要であり、それによって関係者のよりどころとなる、道しるべとなることを強く要望するものでございます。

もちろん、ここには書いてございませんが、事業者側といたしましては規律の見直しや運用の改善等には引き続き協力をさせていただくことは当然ございまして、そういう所存であります。

続きまして、2ページ目に入らせていただきます。この2ページ目からは、私どもの会員事業者から出されましたこのガイドライン、解説案に対する質問、あるいは意見や要望、それらについて当事務局のまとまった見解という形ではありませんが、それぞれ具体的な内容として、ガイドラインの解説案の内容に反映していただく、あるいは御検討いただく必要があろうということで挙げさせていただいたものでございまして、総務省におかれては御検討いただきまして、その内容をガイドラインや解説案に反映していただくことによって、事業者を含めた関係者の理解の増進や今後の運用の充実が図られることとなりますので、そういう意味で個々の内容ではございますが、今回まとめさせていただいたものでございます。

ただ本日、先立って総務省の事務局からガイドライン、解説案の修正案も示されておりますので、以下の内容の一部は其中で解決を図られたものがございまして、その点は御了承いただきたいと思います。

まず、2ページ目の情報取扱規程の1-2の特定利用者情報に関する点でございまして、ここには特定利用者情報にどのような情報が該当するか、あるいは該当しないかということが事業運営の実務上、大変重要なことになっておりまして、そういう意味で以下その例として挙げた質問が2つございまして、これらに対しての総務省としての見解をお示しいただくとともに、それらを踏まえた例示の充実をいただければという要望でございます。

続きまして、3ページ目は、同じく情報取扱規程のこの1-3-2の指定通電気信事業者に求められる報告の部分でございまして、ここについて、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の該当性の判断に必要となる利用者数、これをどのようにカウントするかという、その考え方につきまして、なかなか具体事例に当てはめると悩ましいことがございまして、例えば以下の2つ目の質問などに対しましてはどう判断したら良いのか、見解をお示しいただくとともに、1つ目のポツの点についてはある程度、御回答いただいたりもしておりますが、その上でその回答が、個々の事業者によって実際に取扱いが異なるようなものとならないように、今回のガイドラインの解説案においてお示しいただく、明確化していただくことを要望するものでございます。

続きまして、4ページ目はいろいろ議論が出ておりますガバメントアクセスのような、

利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある外国の制度の把握について、情報取扱規程でその体制を示すことになっておりますが、この問題に関しましては下から2つ目の段落にも書いてございますように、私どもは十分法令を遵守するスタンスではありますものの、実際にどの程度の調査をして行けば良いかということなどは、なかなか自ら判断することは難しいと。そのためには調査のレベル、公表のレベル、そういうものをお示しいただくことによって私どもとしても調査が円滑に実施できる、それによって、ひいては利用者の方々にも信頼されるような情報を十分に提供できることとなりますので、そういうことから要望するものであります。その一環として下の段落にありますような、先ほども御説明がございましたが、総務省での調査につきましてもなるべく早期に実施いただきまして、公表いただくことを要望するものでございます。

続きまして、5ページ目におきましては、今度は情報取扱方針の記載内容でございますが、こちらにつきましても5ページと6ページにわたってやや多くの質問、あるいは要望をさせていただいております。個々には説明はいたしません、例えば5ページのポツの1つ目、2つ目、3つ目、4つ目、あるいはその次の6ページの2つ目と3つ目のポツなどは質問の内容を含んでおりまして、総務省としての御見解をお示しいただきたいということでございますし、それから6ページの1つ目、2つ目のポツの内容は、例えば記載の方法や例示の充実などを求めてございますので、そのような形でのガイドラインの対応をお願いしたいものでございます。

続きまして、最後7ページでは、これも先ほど御説明がございましたが、また御意見もございましたが、漏えいの考え方につきましては特に通信の秘密と特定利用者情報の関係など、なかなか今の記載では分かりにくい部分がございますので、その辺りについて見解をお示しいただく、あるいは内容の説明の充実をしていただくことについて、この場でお願いをしておきたいと思っております。

以上のような形で、私どもとしては個々の質問、あるいは意見や要望ということでお示しさせていただきましたが、今後ともガイドラインの、特に施行までの期間はもうあまりないわけでございますので、施行に向けてガイドラインと解説のできるだけの充実を図っていただくよう要望させていくことで、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。おそらく本日の会議のお時間は17時までなのかもしれませんが、せつかく御説明いただいたところでもありますので、大変恐縮ですが

若干お時間を延長させていただいて、皆様方から御質問あるいはコメント等をぜひいただければと思います。本件構成員、あるいは関係団体、オブザーバ、いかなる立場の方でも御発言、順番は結構でございますので手を挙げていただいて、私から指名をさせていただきたいと思います。

なお、時間も既に過ぎてしまいそうですので御質問はなるべく短めにいただいて、全て質問を受けた後、3者の方に御回答いただく手順でいきたいと思います。それでは御発言御希望の方、ぜひ早めに手を挙げてしまってくださいか。

それでは沢田構成員、お願いいたします。

【沢田構成員】 3者の皆様、ありがとうございます。質問ではないので特に御回答は必要ないですが、コメントを1点だけさせていただきます。NACSの御説明の中の9ページ、ガバメントアクセスによって漏えいが起こった場合の報告を、おそれがある場合にも広げではどうかという御提案だったかと思います。

これに関しては、漏えいが起こった場合に報告するのが現在の規律ですが、それとともに、そういう法制度が存在することを開示しなければならないという規律になっていますので、それ自体で「おそれがある」ということをすごく広く捉えていると考えれば、既にカバーされているようにも思いました。

ただ、最後に書かれています、このようなガバメントアクセスについては、特に省庁間で情報の共有を図れる仕組みがあると良いというところに関しては、非常に賛成するところですが、何人かの方もおっしゃられたように、この規律の中でガバメントアクセスという言葉が使われているわけではないですが、ガバメントアクセスがどの範囲を指すのか、刑事手続や犯罪捜査のようなものも含めて考えるのかどうかといったこともありますし、それに対して事業者がどういう姿勢でいたら良いのかも明確になっていないと思います。関係する省庁間で統一的に議論していただく機会を設けていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて平野様、お願いできますか。

【主婦連合会副会長 平野氏】 どうも御説明等ありがとうございます。とてもよくできていらっしゃると思いますし、ありがとうございます。

私は感想になるのですが、私ども主婦連合会では先日、個人情報保護委員会の方にいらしていただいて学習会をしました。もちろんこの情報のことなども触れまして、私たち一般の消費者にとっては、おそらく自分の情報が漏れたという報告があっても、では、どう

したら良いのか、どうやって自分たちを守ったら良いかということが全く分からなく、お手上げ状態です。こういったことはきちんと事業者と個人情報保護委員会、そして総務省でしっかりとしていただいたことを知ることで安心感につながるのかというところもあります。

例えば、先日の個人情報保護委員会での御説明に対して、漏えいが大変心配だとたくさん声が上がっていました。サイバー攻撃が頻繁にあり、その高度化とセキュリティ対策のコストが高いということで体力のない企業は導入できないなど、減ることがないと伺い、仕方ないでは済まされては困ると感想があがり、このワーキンググループを私たちはとても注目しており、対応を期待しているところです。技術の進歩は自然の流れであり、受入れることで恩恵もあることですが、取り巻く状況の変化が早過ぎて理解できていません。個人情報が漏えいしたとの情報が伝えられても困惑するだけで、どうしたら良いのかわからない。中にはもうSNSなど嫌だから、ネットでの利用はしたくないという話も聞こえてきております。今後とも迅速にしっかりと対応していただきたいと思います。

感想ではございますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。そのほかはございませんか。今の沢田構成員及び平野様からは、おそらくコメントだということではございますが、もし3者の皆様方の中で何か追加でおっしゃりたいことがあればいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。よろしゅうございますか。

私の不手際で若干お時間が延びてしまって申し訳ございませんでした。おそらく個別でまだまだあるかと思しますので、後ほど事務局へメールをお送りしていただければ、後日、事務局から各事業者様へ御質問を転送させていただきますので、お手数をおかけしますが、それでもそちらへ御回答お願いできればと思います。大変ありがとうございました。

それでは、ここまででヒアリングを終了させていただいて、議題の2、その他ということで事務局から連絡事項があればいただければと思います。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 御議論いただきまして、ありがとうございました。また次回会合に向けて修正作業等をさせていただければと思います。次回の会合の日程につきましては別途、御案内申し上げます。事務局から以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。それでは本日のワーキンググループ、以上で閉会といたします。お時間が大幅に延びてしまって申し訳ございませんでした。ぜひ追加の御質問いただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

した。